

【取組編】 1. 歳入の確保

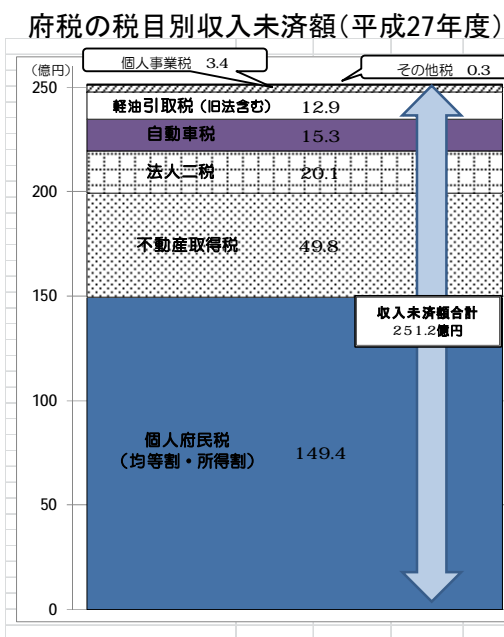
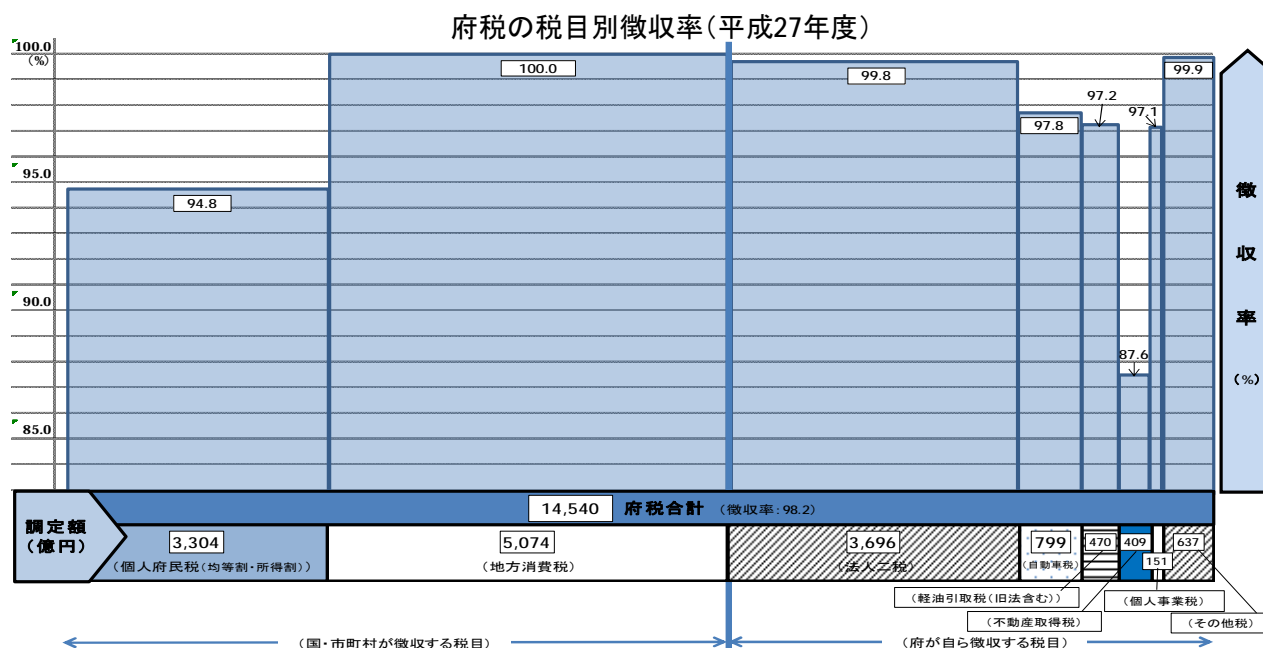
【取組編】 1. 歳入の確保

(1) 府税収入等の確保

大阪府では、これまでも府税収入確保の取組みを進めてきましたが、府税のうち、府が自ら徴収する税目(※1)の徴収率(※2)が全国平均を下回っているため、これらの主な要因である自動車税及び不動産取得税の徴収率の向上に取り組めます。

また、府税収入未済額の6割を市町村が徴収する個人府民税が占めていることから、市町村との共同取組みなどにより個人府民税の収入未済額の圧縮を図ります。

さらに、府有財産である債権については、「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」に基づき、適切な管理を行います。



※1 「府が自ら徴収する税目」: 府税から、市町村が徴収する個人府民税(均等割・所得割)及び国が徴収する地方消費税を除いた税目をいう。
(主な税目: 法人府民税、法人事業税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税 など)

※2 「徴収率」: 全国比較の指標として、当該年度末の収入額を調定額で除した割合をいう。

■ 適正課税の推進

- 府が自ら徴収する税目について、課税調査を厳正に行うなどして適正な課税を推進します。

■ 徴収向上方策の推進（府が自ら徴収する税目）

- 府が自ら徴収する税目の滞納整理について、早期着手を徹底するとともに、滞納発生から原則4か月以内に滞納処分の見極めを行うことで、現年度中の収入の確保を図ります。

取組例

- ◆自動車税及び不動産取得税の徴収率向上
徴収率が低迷している自動車税と不動産取得税について、全国平均水準への引き上げを図るとともに、将来的には全国上位3分の1の水準をめざします。

■ 徴収向上方策の推進（個人府民税）

- 個人府民税の賦課徴収については、市町村が個人市町村民税と併せて行い、府は市町村に対して、必要な支援を行うよう地方税法上定められています。
- これまで、市町村に府職員を一定期間派遣するなど、徴収向上に向けた取組みを行ってきましたが、今後も市町村との共同取組により個人府民税の徴収向上に取り組めます。

取組例

- ◆特別徴収の一斉指定
本来、法律により義務化されている特別徴収の徹底を図ることとし、平成30年度に未実施事業主に対して特別徴収の一斉指定を行います。
そのことにより、徴収率の高い特別徴収割合を引き上げ、現年度課税分の徴収率を向上させることにより、歳入確保を図ります。
- ◆地方税徴収機構による取組み
市町村との新たなパートナーシップなどの観点から、平成27年4月に設置した大阪府域地方税徴収機構の取組みなど、滞納繰越分の収入未済額について、市町村との共同取組みを行い、引き続き徴収向上方策を推進します。

■ 債権管理の強化

- 「大阪府債権の回収及び整理に関する条例」に基づき、毎年債権の回収及び整理に関する目標を定めた計画を策定し、その進捗状況を公表するとともに、債権回収整理マニュアルの整備などにより適正な債権の回収及び整理を進めます。

取組例

- ◆ 共同処理対象債権の拡大
平成27年度から、滞納繰越分の処理困難事案の債権を対象に、弁護士の助言も得ながら、債権所管課と税務局との共同処理を実施してきました。今後は、現年度に一定額の滞納債権が発生する債権も共同処理の対象とします。
- ◆ 現年度に発生した滞納債権に係る初期対応の徹底
現年度の滞納債権の圧縮を図るため、28年2月に法的措置に至るまでの目安期間を設ける改訂を行った「債権回収整理マニュアル」に基づき、債権回収の初期対応の徹底を図ります。
- ◆ 「債権回収・整理に関する研修会」の充実
債権管理担当者の業務に必要な知識やノウハウの習得のため、弁護士等によって実施している研修を、債権管理担当者の実務能力向上に資するよう、ケーススタディを多く取り入れるなど、これまで以上に内容を充実します。
- ◇ 府営住宅使用料等の徴収強化【大阪府営住宅事業特別会計】
滞納は短期のうちに対応することが重要なため、保証人通知をはじめとした催告の強化を行い、滞納が長期に及ぶ前に回収を進めます。
- ◇ 代理納付制度による府営住宅使用料等の確実な徴収【大阪府営住宅事業特別会計】
生活保護受給者の府営住宅使用料については、住宅扶助から直接収納する代理納付を府営住宅が所在する全ての市町で導入しました。今後は、共益費についても代理納付を拡充します。

* ◇印： 一般会計とは収支が独立している特別会計での取組例

- 強制徴収公債権については、徹底した財産調査と差押えを中心とした厳正な滞納整理を行い、徴収強化を推進します。

取組例

◆ 放置違反金の徴収強化

放置違反金の滞納者に対し、平成**28**年度から自動車の差押えなど滞納処分を強化するとともに、税務局との連携（税務情報の照会、合同差押え、研修）を通して、徴収強化をします。

さらに、**29年1月**からコンビニ収納を開始し、納付環境の整備により収納率の向上を図ります。

また、自主納付した場合に、滞納期間にかかわらず延滞金を減免する現行の規定について、効果や他府県事例との比較に基づき必要な検討を行います。

【取組編】 1. 歳入の確保

(2) 府有財産等の売却・有効活用

大阪府では、これまで歳入確保の観点から、土地・建物を中心に活用可能財産を掘り起し、積極的に民間等への売却や貸付等を進めてきました。

また、平成27年11月には『大阪府ファシリティマネジメント基本方針』を策定し、将来の利用需要に応じた施設保有量の最適化を図る取組みも進めています。

今後とも、これらの取組みにより生み出される活用可能財産や当面利用予定のない事業予定地などについて、売却や貸付等に努めます。

■ 府有財産等の売却

- 低未利用な府有財産等について、活用方策を検討し、府において活用しない場合は、売却を実施・検討します。

取組例

- ◆大型児童館ビッグバン後背地（堺市南区）
ビッグバン用地のうち、堺市が公園用地として譲渡を希望している部分について、同市への早期の売却をめざします。
- ◆守口保健所の移転跡地（守口市）
守口保健所移転後の跡地について、早期の売却をめざします。
- ◆旧皮革試験所用地（吹田市）
（地独）大阪府立産業技術総合研究所では、皮革試験所機能を和泉本所へ集約したことから、不要財産の府への返納手続き等を行った上で、旧施設用地の早期の売却をめざします。
- ◆旧泉大津公共職業安定所用地（泉大津市）
国に早期の施設撤去を求め、施設撤去が完了次第、早期の売却をめざします。
- ◆旧勤労青少年会館用地（堺市南区）
堺市との賃貸借契約終了後、早期の売却をめざします。
- ◆りんくうタウン、阪南スカイタウンなどの未処分地
旧企業局から引き継いだ分譲予定地について、早期の売却をめざします。

将来的な取組例

- ◆大手前庁舎耐震工事に伴う指定金融機関仮店舗用地（大阪市中心部）
本館耐震改修等工事が終了次第、売却をめざします。
- ◆旧布施公共職業安定所用地（東大阪市）
国に早期の施設撤去を求め、施設撤去が完了次第、売却をめざします。
- ◆盲人福祉センター・障がい者社会参加促進センター・谷町福祉センター（大阪市天王寺区・中央区）
福祉3センターの移転集約を検討し、移転後の跡地売却をめざします。
- ◆岸和田市保健衛生センター敷地（岸和田メディカルセンター敷地）（岸和田市）
今後、関係先との協議を踏まえ府有地の有効活用策について検討します。
- ◆上汐会館（大阪市天王寺区）
今後、施設利用者との協議を踏まえ府有地の有効活用策について検討します。
- ◆マイドームおおさか（土地・建物（区分所有部分））（大阪市中心部）
今後、土地・建物の鑑定を行い、その評価の結果等をもとに、建物を区分所有している（公財）大阪産業振興機構への売却について同法人と協議を行います。

■ 府有財産等の貸付等

- 庁舎・施設の余剰スペースや当面利用予定のない事業予定地などについて、積極的に貸付・使用許可を行います。
- 貸付・使用許可については、利用者を入札・公募で選定するなど、競争性の確保を通じ、適正な貸付料・使用料が得られるよう、これまでの取組みを一層推進します。

取組例

- ◆ 咲洲庁舎の活用
オフィスフロアなど空きスペースのテナント入居に取り組みます。
- ◆ モノレール車庫用地（吹田市）
モノレール車庫用地について、適正な使用料を徴収します。

■ 府が有する債権、出資による権利、株式等の有効活用

- 債権について、貸付先の財務状況などを踏まえた協議を行い、貸付先と合意できたものについては繰上返還をお願いします。
- 過去に出資・出捐をした団体において、将来的に保有する必要の低い財産がある場合は、その財産の取扱いについて検討を要請します。
- 府が株式を有する団体について、引き続き保有する必要性、必要な保有額・割合等を精査し、株式の売却を検討します。
また、経営状況等を踏まえた上で、配当の実施や増配について働きかけます。

取組例

- ◆ (公財) 大阪府国際交流財団
来阪外客数の急増など最近の環境変化に的確に対応できるよう、財団の存続のあり方について検討を行い、財団の公益目的事業について、事業の重点化を含め、見直しを求めます。
- ◆ (社福) 大阪府障害者福祉事業団
金剛コロニーの運営を目的として設立した(社福)大阪府障害者福祉事業団について、過去に出捐した財産の取扱いに関して、関係者と協議します。
- ◆ (一財) 大阪府タウン管理財団
(公財)大阪府都市整備推進センターとの早期統合をめざして資産処分を進めるとともに、事業継続に必要な財産を精査します。
- ◆ (株) 大阪鶴見フラワーセンター
平成31年度までに民営化を具体化し、大阪府が保有する株式の売却をめざします。

【取組編】 1. 歳入の確保

(3) 広告収入・寄附金等の確保

公共施設等を利用した広告収入の拡大などの取組みを充実するとともに、ふるさと納税の制度を活用し、積極的に寄附金等の確保をめざします。

■ 広告収入の拡大

- 現在、府施設の壁面等を貸し出し、設置している広告スペースを増枠するなど、庁舎や府施設などを活用した広告収入の増加に取り組めます。

取組例

- ◆ 広告スペースの増枠等を検討
(例) パスポートセンター、体育会館
- ◆ 新たな広告スペースの設置を検討
(例) 大型児童館ビッグバン、動物愛護管理センター(仮称) (平成29年度開設予定)、中央図書館
- ◆ 広告付き地図・案内板の設置を検討
(例) 府庁本館、府庁別館など

■ ふるさと納税等の活用

- 府の取組みを支援したいという個人の方の思いを受け止められるよう、「ふるさと納税」を活用する事業分野を幅広く用意し、広報を強化するとともに、寄附をいただいた方への大阪らしい魅力のある感謝の表し方について検討します。
- また、平成**28**年度に制度がスタートした「企業版ふるさと納税」についても、対象となる府外企業に向けて府の地域再生の取組みをアピールし、寄附金の確保に努めます。
- 「企業版ふるさと納税」の対象とならない府内企業に向けても、府が取り組んでいる事業に対して、様々な形での協力を呼びかけます。

取組例

- ◆ 積極的な広報（個人版ふるさと納税の活用）
府ホームページを通じた広報や、集客イベント等の機会を捉え、ふるさと納税制度に関するリーフレットを配布するなど、引き続き積極的な周知を図ります。
- ◆ 基金事業の見える化や細分化（個人版ふるさと納税の活用）
寄附金の活用について、寄附者自身が実施事業の趣旨・目的に共感を得ることができるよう、事業の成果や効果を明らかにし、広く府民に発信することにより、寄附者の獲得をめざします。
また、基金の用途を例示し、寄附者がどの項目に寄附するかを選択できるようにし、できるだけ寄附者の意向に沿った使い方をすることにより寄附の促進を図ります。
- ◆ 企業版ふるさと納税の活用
府の施策目的を達成することに加え、府と企業が**Win-Win**の関係になるという視点で対象事業を検討し、事業の検討段階から企業との連携を図ります。
(例) ・企業側が事業を選択できるよう、複数の事業メニューを提示します。
・「こういう事業があれば寄附をしたい」というニーズに応じ、柔軟な事業設計を検討します。
また、公民戦略連携デスクとの連携、金融機関等を通じた情報収集などにより、積極的に企業にアプローチします。

【取組編】 1. 歳入の確保

(4) 適切な受益者負担の実現

受益者が特定されているサービスや施設の利用については、受益者に適切な負担をしていただく観点から、使用料や手数料などについて、国・他団体での徴収状況、民間類似施設との水準比較などを踏まえた点検を随時行います。

■ 使用料・手数料の点検

- 法令等の制定・改正に伴う新たなサービスについては、原則として手数料を設定するとともに、手数料を未徴収の既存のサービスについても、他団体で徴収例があるものには手数料の設定を検討します。
- 公の施設では、指定管理期間ごとに利用料金（上限額）の水準を点検します。

取組例

- ◆ 公の施設の指定管理期間ごとの利用料金の点検
直近に現在の指定管理期間が終了する施設について、利用料金の上限額を点検します。
- ◇ 府営住宅駐車場使用料の改定【大阪府営住宅事業特別会計】
府営住宅駐車場の使用料を、近傍駐車場の料金水準を参考に改定します。

* ◇印： 一般会計とは収支が独立している特別会計での取組例

■ 利用料金制を導入している施設のうち、直近に現在の指定管理期間が終了する施設

平成29年度で現在の指定管理期間が終了する施設

府民の森ほりご園地、金剛登山道駐車場、
府営公園（服部、久宝寺、大泉、山田池、寝屋川、蜻蛉池、石川河川、りんくう、せんなん里海）

平成30年度で現在の指定管理期間が終了する施設

国際会議場、労働センター

■ 行政サービスに対する受益者負担の点検

- 使用料・手数料以外でも、受益者が特定される行政サービス全般について、受益に応じた適切な負担をしていただきます。
- イベント事業などでは、参加者等がメリットを感じられる内容とする一方、事業の趣旨も踏まえつつ、受益や実費に応じた費用を参加者等に負担いただくことを個別に検討します。

取組例

- ◆ 府政刊行物の販売
府が作成する刊行物のうち需要の高いものについては引き続き販売に向けて取り組みます。
- ◆ 日本スポーツ振興センター災害共済制度に係る保護者負担の見直し
学校の管理下における災害に関する災害共済制度について、政令に定められた上限を踏まえて、保護者負担額を引き上げます。